

上田市地域防災計画 雪害対策編

主な修正点に係る修正（案） 新旧対照表

平成27年3月19日

上田市防災会議

頁	修 正 案	現 行
P 2	<p style="text-align: center;">第1章 災害予防計画</p> <p>基本方針 豪雪に対する災害予防活動の円滑な推進を図り、雪害による地域経済活動の停滞防止及び住民の生活環境の維持向上に資するため、主要国県道等の交通確保及び鉄道等の輸送、電力、通信の確保並びに緊急時に対処するための医療等の確保を図り、雪害予防の万全を期する。</p> <p style="text-align: center;">第1節 雪害に強いまちづくり (農林部、こども未来部、都市建設部、教育委員会)</p> <p>第1 基本方針 市及び県は、地域の特性に配慮しつつ豪雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立、雪崩災害等の雪害に強い地域づくりを行うものとする。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域の特性に配慮しつつ、雪害に強い市づくりを行う。 2 冬期道路交通確保のための迅速かつ適切な除雪体制の強化を図る。 3 適時適切な運転規制及び迅速な除雪による鉄道運行の確保を図る。 4 雪崩発生危険箇所における雪崩対策事業を計画的に実施する。 5 電力供給設備の雪害対策による電力供給の安定確保を図る。 6 ガス供給施設の安全性の確保、緊急時の点検体制の整備を図る。 7 雪害時における通信確保のための電気通信設備の予防対策及び復旧体制の整備を図る。 8 豪雪地帯における医療を確保するための体制の整備を図る。 9 農林産物の雪害を防ぐための適切な技術指導、普及啓発を図る。 10 建築物の所有者等に対し、安全対策の推進についての周知及び雪下ろしが軽減される住宅の普及を図る。 11 豪雪時における児童生徒の安全確保及び冬期における児童生徒の教育の確保を図る。 12 文化財の積雪による被害、損傷からの保護を図る。 13 雪害時における警備体制の確立及び交通規制を行う。 14 雪害に関する知識について住民に対して普及・啓発を図る。 <p>第3 実施計画</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 雪害に強いまちづくり (1) 基本方針 	<p style="text-align: center;">第1章 災害予防計画</p> <p>基本方針 豪雪に対する災害予防活動の円滑な推進を図り、雪害による地域経済活動の停滞防止及び住民の生活環境の維持向上に資するため、主要国県道等の交通確保及び鉄道等の輸送、電力、通信の確保並びに緊急時に対処するための医療等の確保を図り、雪害予防の万全を期する。</p> <p style="text-align: center;">第1節 雪害に強いまちづくり (農林部、こども未来部、都市建設部、教育委員会)</p> <p>第1 基本方針 市及び県は、地域の特性に配慮しつつ豪雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立、雪崩災害等の雪害に強い地域づくりを行うものとする。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域の特性に配慮しつつ、雪害に強い市づくりを行う。 2 冬期道路交通確保のための迅速かつ適切な除雪体制の強化を図る。 3 適時適切な運転規制及び迅速な除雪による鉄道運行の確保を図る。 4 雪崩発生危険箇所における雪崩対策事業を計画的に実施する。 5 電力供給設備の雪害対策による電力供給の安定確保を図る。 6 ガス供給施設の安全性の確保、緊急時の点検体制の整備を図る。 7 雪害時における通信確保のための電気通信設備の予防対策及び復旧体制の整備を図る。 8 豪雪地帯における医療を確保するための体制の整備を図る。 9 農林産物の雪害を防ぐための適切な技術指導、普及啓発を図る。 10 建築物の所有者等に対し、安全対策の推進についての周知及び雪下ろしが軽減される住宅の普及を図る。 11 豪雪時における児童生徒の安全確保及び冬期における児童生徒の教育の確保を図る。 12 文化財の積雪による被害、損傷からの保護を図る。 13 雪害時における警備体制の確立及び交通規制を行う。 14 雪害に関する知識について住民に対して普及・啓発を図る。 <p>第3 実施計画</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 雪害に強いまちづくり (1) 基本方針

<p>P 2</p>	<p>市及び県は、地域の特性に配慮しつつ、雪害に強いまちづくりを行うものとする。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 雪害に強い市土の形成を図るため、除雪、防雪、凍雪害の防止に係る事業を総合的・計画的に推進するものとする。</p> <p>イ 雪崩による災害を防止するための施設等の整備及び雪崩、融雪等による水害・土砂災害を防止するための事業等を推進するものとする。</p> <p>ウ 積雪寒冷の度が特にはなはだしい地域において道路交通の確保が必要であると認められ、国土交通省から指定された道路において、スノーシェッド、防護柵、消雪施設等防雪施設の整備並びに路盤改良、流雪溝の整備等を行うものとする。</p> <p>エ 消流雪用水の確保、除排雪機能の高い河川・溪流の整備、通信ケーブルの地中化等の施策を行うものとする。</p>	<p>市及び県は、地域の特性に配慮しつつ、雪害に強いまちづくりを行うものとする。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 雪害に強い市土の形成を図るため、除雪、防雪、凍雪害の防止に係る事業を総合的・計画的に推進するものとする。</p> <p>イ 雪崩による災害を防止するための施設等の整備及び雪崩、融雪等による水害・土砂災害を防止するための事業等を推進するものとする。</p> <p>ウ 積雪寒冷の度が特にはなはだしい地域において道路交通の確保が必要であると認められ、国土交通省から指定された道路において、スノーシェッド、防護柵、消雪施設等防雪施設の整備並びに路盤改良、流雪溝の整備等を行うものとする。</p> <p>エ 消流雪用水の確保、除排雪機能の高い河川・溪流の整備、通信ケーブルの地中化等の施策を行うものとする。</p>
<p>P 3</p>	<p>2 道路交通の確保計画</p> <p>(1) 基本方針</p> <p><u>市内の冬期道路交通を確保するため、市、県、関係機関は除雪機械及び要員の整備を図り、除雪体制の強化に努めるものとする。</u></p> <p><u>市、県、関係機関は日ごろから情報を共有し、特に短時間に強い降雪が見込まれる場合等においては、道路管理者相互の連携の下、迅速・適切に対応するよう努めるものとする。</u></p> <p>(2) 実施計画</p> <p><u>ア 豪雪時の迅速かつ適切な除雪活動のため、市、県、関係機関は連絡会議を設置し連携を図る。</u></p> <p><u>イ 豪雪時に病院、学校などへのアクセス道路、バス路線を確保するため、迅速かつ適切な除雪活動を実施するよう、市、県、関係機関が調整の上、除雪優先路線の選定を行う。</u></p> <p>ウ 市は、「<u>上田市除雪方針</u>」及びそれぞれの計画の定めるところにより除雪体制を整備し、豪雪時には、道路交通を緊急に確保し、道路機能の確保を図るとともに、除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行う。</p> <p>エ 住民に対して、住宅周辺等の自主的な除雪について呼びかける<u>とともに排雪場所の周知を図るものとする。</u></p> <p>3 鉄道運行確保計画(鉄道会社)</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>冬期間における鉄道等の公共交通機関の役割は、重要であり、雪によって公共交通網が混乱すると、住民生活や地域経済に大きな影響を与えることも予想されるため、雪害に強い除雪等の体制整備が必要である。</p>	<p>2 道路交通の確保計画</p> <p>(1) 基本方針</p> <p><u>積雪地帯の冬期道路交通を確保するため、市、県、関係機関は除雪機械及び要員の整備を図り、除雪体制の強化に努めるものとする。</u></p> <p>特に短時間に強い降雪が見込まれる場合等においては、道路管理者相互の連携の下、迅速・適切に対応するよう努めるものとする。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市は、それぞれの計画の定めるところにより除雪体制を整備し、豪雪時には、道路交通を緊急に確保し、道路機能の確保を図るとともに、除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行う。</p> <p>イ 住民に対して、住宅周辺等の自主的な除雪について呼びかけるものとする。</p> <p>3 鉄道運行確保計画(鉄道会社)</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>冬期間における鉄道等の公共交通機関の役割は、重要であり、雪によって公共交通網が混乱すると、住民生活や地域経済に大きな影響を与えることも予想されるため、雪害に強い除雪等の体制整備が必要である。</p>

P 3	<p>(2) 実施計画</p> <p>ア 鉄道会社が実施する計画</p> <p>(ア) 排雪車両及び除雪機械の増強等による除雪体制の整備</p> <p>(イ) 雪崩防止柵、流雪溝等の防融雪施設の整備充実</p> <p>(ウ) 利用者に対する運行(遅延)情報の提供体制の整備</p> <p>(エ) 降雪により転倒、落下等のおそれがある支障木の伐採</p> <p>4 雪崩災害予防計画</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>積雪地帯で発生する雪崩の被害を防止するため、雪崩発生危険箇所における雪崩対策事業を計画的に実施するものとする。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>市内の危険箇所における雪崩対策の事業推進を図るものとする。</p>	<p>(2) 実施計画</p> <p>ア 鉄道会社が実施する計画</p> <p>(ア) 排雪車両及び除雪機械の増強等による除雪体制の整備</p> <p>(イ) 雪崩防止柵、流雪溝等の防融雪施設の整備充実</p> <p>(ウ) 利用者に対する運行(遅延)情報の提供体制の整備</p> <p>(エ) 降雪により転倒、落下等のおそれがある支障木の伐採</p> <p>4 雪崩災害予防計画</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>積雪地帯で発生する雪崩の被害を防止するため、雪崩発生危険箇所における雪崩対策事業を計画的に実施するものとする。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>市内の危険箇所における雪崩対策の事業推進を図るものとする。</p>
P 4	<p>5 電力の確保</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>電力供給設備を雪害から守り、安定した電力の供給を確保するため必要な施設の強化を行う。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 中部電力株式会社が実施する計画</p> <p>(ア) 発電設備、変電設備については、積雪の多い地域の電気設備の屋内化及び充電部・露出部の隠ぺい化を実施する。また、構内巡視路・機器周辺への融雪装置の設置、機器架台のかさ上げ、防雪カバー等を設置する。</p> <p>(イ) 送電設備については、積雪の多い地域及び市街地については、鉄塔の耐雪強化設計又は電線の難着雪化を行う。</p> <p>(ウ) 配電設備については、以下の対策を行う。</p> <p>a 電線の太線化</p> <p>b 難着雪化電線の使用</p> <p>c 支持物の強化</p> <p>d 冠雪対策装柱の採用</p> <p>e 雪害対策支線ガードの採用</p> <p>f 支障木の伐採</p> <p>6 ガス施設の安全確保</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>豪雪時におけるガス供給設備の破損を防ぐための措置の徹底及び雪害発生時の緊急点検活動体制の整備を図る。</p>	<p>5 電力の確保</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>電力供給設備を雪害から守り、安定した電力の供給を確保するため必要な施設の強化を行う。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 中部電力株式会社が実施する計画</p> <p>(ア) 発電設備、変電設備については、積雪の多い地域の電気設備の屋内化及び充電部・露出部の隠ぺい化を実施する。また、構内巡視路・機器周辺への融雪装置の設置、機器架台のかさ上げ、防雪カバー等を設置する。</p> <p>(イ) 送電設備については、積雪の多い地域及び市街地については、鉄塔の耐雪強化設計又は電線の難着雪化を行う。</p> <p>(ウ) 配電設備については、以下の対策を行う。</p> <p>a 電線の太線化</p> <p>b 難着雪化電線の使用</p> <p>c 支持物の強化</p> <p>d 冠雪対策装柱の採用</p> <p>e 雪害対策支線ガードの採用</p> <p>f 支障木の伐採</p> <p>6 ガス施設の安全確保</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>豪雪時におけるガス供給設備の破損を防ぐための措置の徹底及び雪害発生時の緊急点検活動体制の整備を図る。</p>

<p>P 4</p>	<p>7 通信の確保 (1) 基本方針 雪害時における通信の確保を図るため、線路設備、孤立防止用無線設備の巡回点検整備を行うほか、非常用可搬型無線機ならびに移動用電源装置の整備等必要な措置を実施する。 (2) 実施計画 ア 東日本電信電話(株)長野支店が実施する計画 電気通信設備の予防措置 雪害のおそれのある地域の電気通信設備等について、支障木の伐採、耐雪構造化及び通信網の整備を推進し、災害の未然防止を図る。</p> <p>8 医療の確保 (1) 基本方針 豪雪地帯における医療の確保を図るため、へき地診療所の整備等を行う。 (2) 実施計画 ア へき地診療所整備事業の実施 イ 患者輸送車整備事業の実施</p>	<p>7 通信の確保 (1) 基本方針 雪害時における通信の確保を図るため、線路設備、孤立防止用無線設備の巡回点検整備を行うほか、非常用可搬型無線機ならびに移動用電源装置の整備等必要な措置を実施する。 (2) 実施計画 ア 東日本電信電話(株)長野支店が実施する計画 電気通信設備の予防措置 雪害のおそれのある地域の電気通信設備等について、支障木の伐採、耐雪構造化及び通信網の整備を推進し、災害の未然防止を図る。</p> <p>8 医療の確保 (1) 基本方針 豪雪地帯における医療の確保を図るため、へき地診療所の整備等を行う。 (2) 実施計画 ア へき地診療所整備事業の実施 イ 患者輸送車整備事業の実施</p>
<p>P 5</p>	<p>9 農林産物対策計画 (1) 基本方針 雪害による農林産物の被害を防ぐため、生産者等に対する適切な技術指導を行うものとする。</p> <p>10 建築物対策 (1) 基本方針 建築基準法施行細則第9条で指定された多雪区域の建築物の所有者等に対し、建築物の安全対策の推進について、周知及び指導を行う。 (2) 実施計画 ア 建築物の雪害防止のための指導及び啓発を行うものとする。 イ 地域の実情に応じて雪に強い住宅の普及、市街地形成の誘導等を行うものとする。</p> <p>11 授業の確保等 (1) 基本方針 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校(以下この節において「学校」という。)においては、幼児及び児童生徒(以下この節において児童生徒等という。)の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、冬期における児童生徒等の教育を確保するための対策を講ずる。</p>	<p>9 農林産物対策計画 (1) 基本方針 雪害による農林産物の被害を防ぐため、生産者等に対する適切な技術指導を行うものとする。</p> <p>10 建築物対策 (1) 基本方針 建築基準法施行細則第9条で指定された多雪区域の建築物の所有者等に対し、建築物の安全対策の推進について、周知及び指導を行う。 (2) 実施計画 ア 建築物の雪害防止のための指導及び啓発を行うものとする。 イ 地域の実情に応じて雪に強い住宅の普及、市街地形成の誘導等を行うものとする。</p> <p>11 授業の確保等 (1) 基本方針 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校(以下この節において「学校」という。)においては、幼児及び児童生徒(以下この節において児童生徒等という。)の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、冬期における児童生徒等の教育を確保するための対策を講ずる。</p>

P 5	<p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市立の学校においては、以下の対策を実施する。</p> <p>(ア) 積雪が一定量をこえると施設等の耐久度により破損するおそれがあるので、定期的な施設点検を実施し、危険箇所の補強修理、施設の壁面や基礎等を防護するための雪囲いをする等の処置を講ずる。</p> <p>(イ) 豪雪地帯あるいは山間地にある学校の施設の改築及び新增築については、豪雪を考慮したものとする。</p> <p>(ウ) 学校長は、緊急時、消防車・救急車などが校内まで進入できるような通路及び避難経路・避難場所の確保に配慮する。</p> <p>(エ) 特別支援学校において、学校長は、児童生徒等の通学の便を考慮し、冬期間の寄宿舎の受け入れに配慮する。</p> <p>イ 児童生徒等の通学のための危険を排除し、安心して学習に専念できるように、必要がある場合冬期分校及び冬期寄宿舎を設置するものとする。</p> <p>12 文化財の保護</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>文化財については、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定・登録し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。</p> <p>市における国・県指定文化財(資料編参照)の中で、特に豪雪地帯あるいは山間地にある文化財建造物等については、積雪による破損や損傷のおそれがあるため、適切な対策を講ずる。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>所有者又は管理者に対して、積雪による文化財の破損あるいは損傷の危険防止のための必要な措置を講ずるよう指導するとともに、常にその実状を把握するよう努めるものとする。</p>	<p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市立の学校においては、以下の対策を実施する。</p> <p>(ア) 積雪が一定量をこえると施設等の耐久度により破損するおそれがあるので、定期的な施設点検を実施し、危険箇所の補強修理、施設の壁面や基礎等を防護するための雪囲いをする等の処置を講ずる。</p> <p>(イ) 豪雪地帯あるいは山間地にある学校の施設の改築及び新增築については、豪雪を考慮したものとする。</p> <p>(ウ) 学校長は、緊急時、消防車・救急車などが校内まで進入できるような通路及び避難経路・避難場所の確保に配慮する。</p> <p>(エ) 特別支援学校において、学校長は、児童生徒等の通学の便を考慮し、冬期間の寄宿舎の受け入れに配慮する。</p> <p>イ 児童生徒等の通学のための危険を排除し、安心して学習に専念できるように、必要がある場合冬期分校及び冬期寄宿舎を設置するものとする。</p> <p>12 文化財の保護</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>文化財については、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定・登録し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。</p> <p>市における国・県指定文化財(資料編参照)の中で、特に豪雪地帯あるいは山間地にある文化財建造物等については、積雪による破損や損傷のおそれがあるため、適切な対策を講ずる。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>所有者又は管理者に対して、積雪による文化財の破損あるいは損傷の危険防止のための必要な措置を講ずるよう指導するとともに、常にその実状を把握するよう努めるものとする。</p>
P 6	<p>13 警備体制の確立</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>関係機関と緊密な連絡の下に諸対策を推進し、災害発生時に効果的な活動ができる体制の構築に平素から努めるものとする。</p> <p>14 雪害に関する知識の普及・啓発</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>雪害は、降雪・積雪の状況、気温等からある程度その発生を予測することができるため、個々の住民の適切な活動及び住民相互の支え合い活動により、被害を未然に防いだり、軽減したりすることも可能である。</p> <p>このため、住民に対する雪害に関する知識及び雪害を予防する体制の普及・啓発並びに地域で連携して支援する体制の整備が必要である。</p>	<p>13 警備体制の確立</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>関係機関と緊密な連絡の下に諸対策を推進し、災害発生時に効果的な活動ができる体制の構築に平素から努めるものとする。</p> <p>14 雪害に関する知識の普及・啓発</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>雪害は、降雪・積雪の状況、気温等からある程度その発生を予測することができるため、個々の住民の適切な活動及び住民相互の支え合い活動により、被害を未然に防いだり、軽減したりすることも可能である。</p> <p>このため、住民に対する雪害に関する知識及び雪害を予防する体制の普及・啓発並びに地域で連携して支援する体制の整備が必要である。</p>

頁	修 正 案	現 行
P 6	<p>(2)実施計画 降積雪時の適切な活動について、住民に対して周知を図るとともに、防災マップ等により、雪崩危険箇所等の周知を図るものとする。 また、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯の除雪を地域で連携して支援する体制を整える。</p>	<p>(2)実施計画 降積雪時の適切な活動について、住民に対して周知を図るとともに、防災マップ等により、雪崩危険箇所等の周知を図るものとする。 また、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯の除雪を地域で連携して支援する体制を整える。</p>